

litta付関西スーパーおさいふカード会員規約

2026年4月1日改定

下記に伴い、2026年4月1日付でlitta付関西スーパーおさいふカード会員規約を改定します。

イズミヤ・阪急オアシス株式会社と、株式会社関西スーパーマーケットは、イズミヤ・阪急オアシスを存続会社、関西スーパーマーケットを消滅会社とする吸収合併を、2026年4月1日付で実施し、同日付で株式会社関西フードマーケットに商号を変更

旧規約（2025年4月版）	新規約（2026年4月版）
<p data-bbox="152 675 461 707">第1条（本規約の目的）</p> <p data-bbox="152 831 1093 1118">(1) 本「litta付関西スーパーおさいふカード会員規約」（以下、「本会員規約」という）は、株式会社関西スーパーマーケット（以下、「当社」という）が発行するlitta付関西スーパーおさいふカード（以下、「本カード」という）を、当社全店舗および当社が指定する施設でご利用いただくにあたり、必要な条件を定めることを目的とします。</p>	<p data-bbox="1099 675 1411 707">第1条（本規約の目的）</p> <p data-bbox="1099 855 2089 1094">(1) 本「litta付関西スーパーおさいふカード会員規約」（以下、「本会員規約」という）は、株式会社関西フードマーケット（以下、「当社」という）が発行するlitta付関西スーパーおさいふカード（以下、「本カード」という）を、当社全店舗および当社が指定する施設でご利用いただくにあたり、必要な条件を定めることを目的とします。</p>